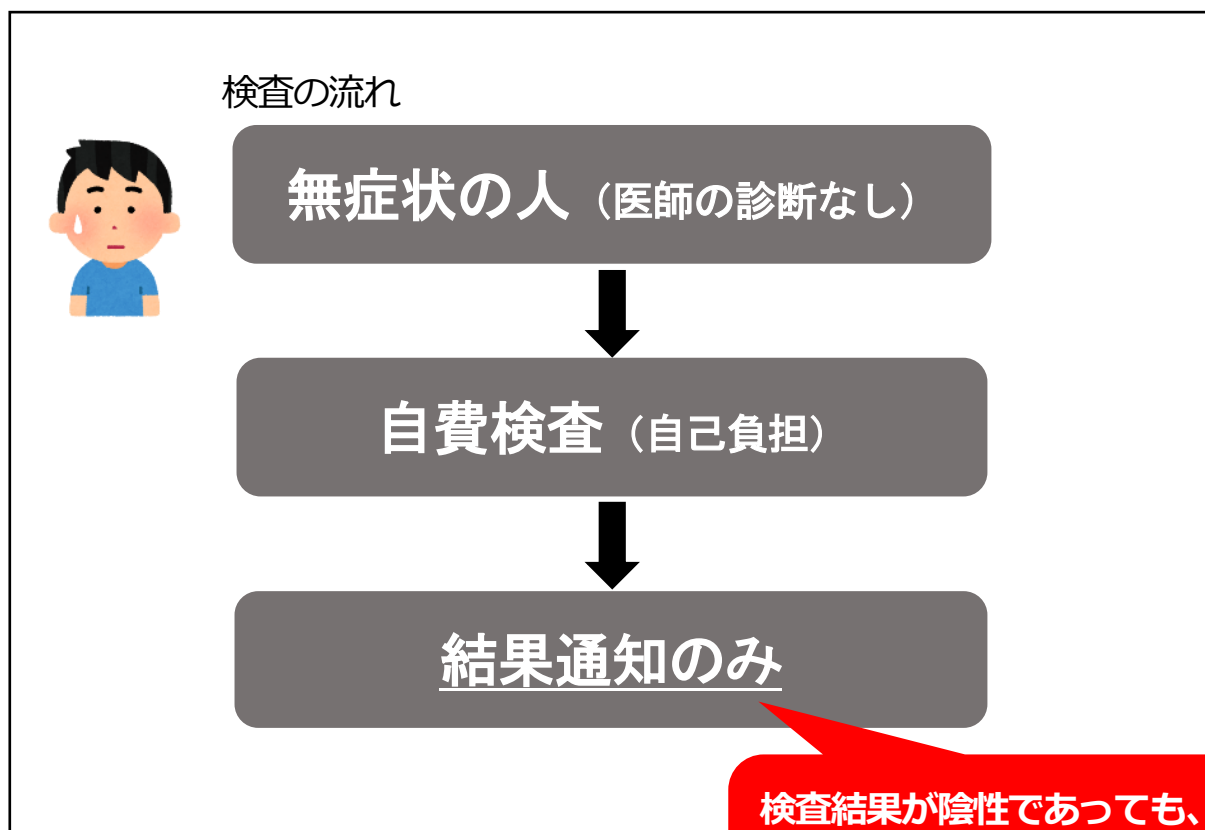



新型コロナウイルスの 民間自費検査を利用する方へ



 **医師の診断によらない
検査を利用する場合は、
次のようなことにご留意ください**

- ☑ 感染症法に基づき行う「行政検査」ではない
- ☑ 新型コロナウイルスへの罹患について診断するものではない
- ☑ 陰性証明書が発行されないところもある
- ☑ 「陽性」であっても、民間機関から保健所へ届け出る制度となっていない
- ☑ 「陽性」の場合は、あらためて医療機関を受診する必要がある

※なお詳細については、自費検査を実施する民間機関のホームページ等をご確認ください